

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月6日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 藤原 弘治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 0570-084390(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員
CFO(兼)CHRO(兼)共同CSO 平崎 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 0570-084390(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員
CFO(兼)CHRO(兼)共同CSO 平崎 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)
東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)
東京センチュリー株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)
東京センチュリー株式会社 関西支店
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2026年4月6日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が運営するバイオマス混焼発電事業について、昨今の事業環境を踏まえた今後の事業計画の見直しに伴い、当初想定していた収益が見込めなくなったため、回収可能額の算定を実施しました。その結果、当社は連結決算上において、バイオマス混焼発電事業に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上する見込みとなりました。

また、当該事象により当社は個別決算において、貸倒引当金繰入額等を計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2026年3月期の連結決算において、701億円の減損損失を特別損失に計上する見込みです。

また、2026年3月期の個別決算において、600億円の貸倒引当金繰入額等を計上する見込みです。

なお、個別決算における貸倒引当金繰入額等は、連結決算では内部取引として消去されます。